

## 第9回 内子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年12月21日(木) 午後2時00分～午後2時15分
2. 開催場所 内子分庁 3階 大会議室
3. 出席委員(27名)
4. 欠席委員(4名)
5. 議案  
議事録署名委員の指名  
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地  
利用集積計画の決定について
6. 農業委員会事務局職員(3名)

## 7. 会議の概要

事務局

それでは、時間もまいりましたので、只今から12月の定例総会を開会いたします。起立、一同礼、着席。

本日の定例総会ですが、農業委員が16名出席、推進委員が11名出席で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、会長にごあいさつをいただき、会議規則により議事進行については、会長にお願いいたします。

会長

本日は、お忙しいなかお集まりいただきましてありがとうございます。今年は暖冬ということでしたが、ここ一週間程ようやく冬の寒さになりまして、本日も雪が舞っております。昨年12月23日に、内子町では大雪になりまして甚大な被害が出ました。ちょうどあれから1年ということ、今年は被害がないようお願いしたいものですが、皆さんもお気を付けていただきたいと思います。

それでは、ただいまより第9回内子町農業委員会定例総会を開催いたします。事務局より本日の日程の説明をいたします。

事務局

それでは、本日の日程についてご説明をいたします。

報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、2件、議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、1件、議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の決定について、12件、

案件は以上でございます。

会長

それでは、只今から議案の審議に入ります。本日の議事録署名人の指名をいたします。署名人に●番●委員、●番●委員を指名いたしますのでよろしくお願いします。

それでは、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局より説明をいたします。

事務局

報告第1号は2件でございます。議案書のほうは1ページから4ページまでになります。個別の説明については割愛させていただきますが、相続により農地の所有権を取得した旨の届出がありましたのでご報告いたします。

なお、2ページの●さんからの届出につきましては、あっせんの希望が

事務局 出ておりますので、●地区担当の委員さんはよろしくお願ひいたします。  
以上でございます。

会長 只今の報告第1号について、発言のある方はございませんか。

(発言なし)

会長 特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第1号の説明をいたします。議案書の5ページをご覧ください。表の左側の番号1になります。地図の方は6から8ページになります。5ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆 447㎡、です。譲渡人は、内子町●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんです。●さんは●さんの父親で、お二人は親子関係になります。

転用の理由といたしまして、譲受人は子供の成長に伴い現住居が手狭になってきたため、父親が所有する申請地を譲り受けて自己住宅を建築したいとのことから本申請に至りました。

それでは、別紙調査書の1ページをご覧ください。申請地につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。造成の際には、土留工を設けて土砂の流出を防止することから、周囲への影響は無いものと見込まれるため、事務局としてはこの転用目的には問題がなく、許可相当の案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長 事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番 ●委員 12月12日、●委員さんと一緒に、申請代理人である行政書士の●事務所を訪ねて話を聞きました。

先ほどの事務局の説明のとおり、譲受人の●さんは●さんの息子であります。●さんは、現在住んでいる借家が手狭になってきたことから、申請地を譲り受けて自己住宅を建築したいそうです。

現地確認に行きましたところ、●さんがおられましたので話を聞き

●番  
●委員

ました。周囲は、●さん名義の畑となっており、特に問題は無いと思われ  
ます。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可相当として、県知事に意見書を  
進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可相当として県知事に意見書を進達するこ  
とに決定しました。

次に、議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に  
よる内子町農用地利用集積計画の決定について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の9ページをご覧ください。内子町長より令和5年12月1日  
付けで農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利  
用集積計画の決定について承認を求められています。公告の予定年月日  
は令和5年12月28日です。

集積計画の概要ですが、10ページをご覧ください。利用権の新規設  
定及び再規設定で、田が30筆 20,950㎡、畑が18筆 49,  
088㎡、合計48筆、70,038㎡です。

今月は集積計画が多数ありますので、再設定は省略し、新規設定のみ  
ご説明いたします。議案書の11ページをご覧ください。表の左側の通  
し番号1番から順に説明いたします。

1番 内子町●の農地、畑1筆、280㎡です。

貸付人は、広島県●の●さん、借受人は、大洲市●の●で、賃借権の  
新規設定です。

2番 内子町●及び●の農地、畑4筆 5,563㎡です。

貸付人は、内子町●の●さん、大阪府●の●さん、借受人は、内子町  
●の●さんで、賃借権の新規設定です。

3番 内子町●の農地、田2筆、1,658㎡です。

貸付人は、松山市●の●さん、相続人代表●さん、借受人は、内子町  
●の●さんで、使用賃借権の新規設定です。

